令和８・９年度　入札参加資格申請における要領について（R8.11.1一部改正）

１　令和8・9年度岡崎市競争入札参加資格申請要領の一部改正

⑴　改正理由

・令和8年4月1日から「自動車税種別割」が「自動車税」に名称変更されたことに伴い、納税確認の対象税目の名称の記載を修正します。

・令和2年10月以降、建設業許可の要件として社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入が義務化され、令和8年7月1日から経営事項審査において、これらの有無に関する項目が削除されました。
これに伴い、建設業許可の更新期間５年を経過した現在、建設業許可を有する全ての事業者において社会保険加入状況を確認する必要がないことから、別送書類の提出については不要とします。

⑵　改正する要領

ア　建設工事

イ　設計・測量・建設コンサルタント等業務

ウ　物品の製造・販売及び買受け並びに役務の提供等

⑶　要領の改正内容

ア　「納税確認の対象税目」の記載修正（建設工事・コンサル・物品　共通）

変更前：自動車税種別割

変更後：自動車税

イ　「経営事項審査の改正に伴う別送書類」の記載修正（建設工事のみ）

「健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類」

追記　※令和８年11月以降は不要とする

「雇用保険に加入していることが確認できる書類」

追記　※令和８年11月以降は不要とする